

天理市告示第70号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について（令和2年5月天理市告示第125号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から適用する。

令和3年3月25日

天理市長 並 河 健

別表規則第6条第1項第3号の第3欄中「押印並びに」を削り、「及び押印」を削る。